

(様式2)

審査基準 (不利益処分関係)

(変更)

| | 担当課 | 農地・担い手 対策室 | 検索番号 | 1-7 |
|---|---|---------------|------|-----|
| 法令名 | 農地法等の一部を改正する 法律(平成21年法律第57号) 第1条の規定による改正前 の農地法 | 根拠条項 | 72-2 | |
| 不利益処分 | 売り渡した土地等の買収令書の交付 | | | |
| 1 根拠規定 (売り渡した土地等の買戻) 第七十二条 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左 の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七条第一 項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。 一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないこ とが明らかとなった場合 二 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供してい ないことが明らかとなった場合 三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずか ら供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合 2 前項の規定による買収は、都道府県知事がその者に対し、左に掲げる事項を記載した買収 令書を交付して行う。 一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所 二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所 在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容 三 買収の期日 四 対価 五 対価の支払の方法 (第四項で準用する第五十一条第二項の規定により対価を供託する場 合には、その旨) 六 その他必要な事項 3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡したときの対価に相当 する額とする。 4 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五 条までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。 | | | | |
| 2 処分基準 ○農地法関係事務処理要領の制定について (平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省 経営局長・21農振第1599号農林水産省農村振興局長通知) 別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領 第3 未墾地等の検査及び買戻し関係 2 未墾地の買戻し事務 (1) 旧法第72条第1項第1号の規定による場合の買収 旧法第71条の規定による検査結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了してい | | | | |

ないことが明らかとなった場合とは、売り渡した土地等の開墾及び利用がその土地等の6割に満たないとき又は農地とすべき土地の耕作が5割に満たないときをいう。

ただし、旧法第71条の規定による検査の結果において、1の(4)のエの(ア)から(キ)までの事由により、合格と取り扱う場合は、この限りでない。

(2) 旧法第72条第1項第2号の規定による場合の買収

旧法第71条の規定による検査結果、売り渡した土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなった場合とは、次の場合をいう。

ただし、旧法第71条の規定による検査の結果において、1の(4)のエの(ア)から(キ)までの事由により、合格と取り扱う場合は、この限りで無い。

ア 売り渡した土地等の一部は、売渡通知書に記載された用途に供しているが、その残りの部分は1年以上も利用しないとき

イ 売渡通知書に記載された用途以外に無断で利用しているとき（農地にあつては法第4条の規定による許可を得ることなく農地以外の用に供しているとき）

ウ 旧法第73条の規定による許可を得ることなく転売等をするとき

(3) 旧法第72条第1項第3号の規定による場合の買収

旧法第71条の規定による検査の期日前にその土地等を売渡通知書に記載された用途に自ら供することをやめた場合とは、売渡しを受けた者の住居が不明の場合、その土地等の利用上、不都合と認められる位置に転居した場合、主たる業務を農業以外の職業に移した場合又はその土地等を無断で旧法第73条第1項に掲げる権利を設定し、若しくは移転している場合をいう。

(4) 旧法第72条第2項の規定による買収の手続

ア 都道府県知事は、旧法第61条の規定により売り渡した土地等を旧法第72条第1項の規定により買収しようとする場合は、その土地等の売渡通知書の写し、登記簿謄本等により必要な事項を調査の上、様式例第3号の2により買収計画書を作成する。

イ 都道府県知事は、買収計画書の作成に当たって、買収に係る土地等の上に担保権があるとき、その権利者の氏名又は名称及び住所並びにその権利の設定年月日その他の事項について把握する。

また、買収計画書を作成したときは、その土地の上にある担保権者に対して、対価の供託の要否を20日以内に申し出るよう、様式例第3号の3で旧法第50条第2項の規定により通知する。

ウ 都道府県知事は、旧法第72条第4項で準用する旧法第50条第2項に規定する期間が経過した後、様式例第3号の4の買収令書を配達証明郵便で所有者に交付する。

エ 都道府県知事は、過失がなく所有者を確知できない等の事由によって買収令書を交付ができないときは、その内容を旧法第72条第4項において準用する旧法第50条第3項の規定により交付に代わる公示（様式例第3号の5）を行う。

オ 都道府県知事は、買収令書の交付又は交付に代わる公示を行ったときは、遅滞なく官署支出官に対し、対価支払を依頼する。